

大和市告示第58号

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、児童クラブを運営する事業者等に対し、放課後等において児童の健全育成を図ることを目的として、その経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童クラブ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として、放課後等において児童を集団的に指導育成するものをいう。
- (2) 事業者等 法第34条の8第2項の規定により放課後児童健全育成事業を行う、国、都道府県及び市町村以外の者をいう。
- (3) 育成料 児童クラブを利用する児童の保護者が負担する児童1人当たりの月額費用をいう。
- (4) 入会保留通知書 大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（平成21年大和市規則第45号）第4条第2項に規定する児童クラブ入会保留通知書をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内において児童クラブを運営する事業者等であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 児童クラブの開所時間が、原則として、大和市放課後児童クラブ事業条例（平成19年大和市条例第43号。以下「条例」という。）第6条に規定する開所時間であること、月曜日から金曜日までにおいては小学校の授業終了時から午後7時まで、大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）第3条に規定する休業日においては午前8時から午後7時までであること。
- (2) 児童クラブの開所日数が年間250日以上であること。

(3) 条例、大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則、大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大和市条例第24号）及び大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第62号）に基づき運営すること。

(4) 入会保留通知書が発行された児童に対しては、1人当たり月額6,300円の育成料とすること。

2 前項の規定にかかわらず、事業者等の従業員の福利厚生等を目的として行われるものについては、補助の対象としない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第1に定める児童数、児童クラブの開所時間等の基準により算出するものとする。

2 年度の途中において児童クラブを開始した場合における補助金の額は、当該事業開始日の属する月から月割りをもって算出するものとする。

3 年度の途中において児童クラブを廃止し、又は第3条に規定する要件を満たさなくなった場合の補助金の額は、当該事業廃止日又は第3条に規定する要件を満たしていた最終開所日の属する月までの分とし、事業者は、その翌月以降の補助金については、月割りをもって算出した額を速やかに市長に返還しなければならない。

4 前3項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の額の算定に係る児童）

第5条 前条第1項の規定による補助金の額の算定に係る児童（以下「補助金額算定対象児童」という。）は、入会保留通知書が発行されている者であることとする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者等は、規則第4条に規定する書類に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 児童クラブの規約等

(2) 運営状況等報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

（書類の整備等）

第7条 補助金の交付を受けた事業者等（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る帳簿類

及び証拠書類を整備し、当該事業が終了した会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(出席状況の報告)

第8条 補助事業者は、補助金額算定対象児童の出席状況報告書その他市長が必要と認める書類を毎月5日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条に規定する書類に、運営実績報告書その他市長が必要と認める書類を添付して、補助事業終了後速やかに市長に提出しなければならない。

(様式)

第10条 この要綱で使用する書式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分	基準額
放課後児童健全育成事業の運営に必要な経費	① 1 支援単位 (年間平均登録児童数 1 ~ 19 人) 当たり年額 1, 424, 000 円 - (19 人 - 年間平均登録児童数) × 26, 500 円
	② 1 支援単位 (年間平均登録児童数 20 ~ 35 人) 当たり年額 3, 706, 000 円 - (36 人 - 年間平均登録児童数) × 26, 000 円
	③ 1 支援単位 (年間平均登録児童数 36 ~ 45 人) 当たり年額 3, 706, 000 円
	④ 1 支援単位 (年間平均登録児童数 46 ~ 70 人) 当たり年額 3, 706, 000 円 - (年間平均登録児童数 - 45 人) × 30, 000 円
	⑤ 1 支援単位 (年間平均登録児童数 71 人以上) 当たり年額 2, 917, 000 円
	⑥ 開設日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) 15, 000 円 × (開所日数 - 250 日)
	⑦ 長時間開所加算 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 平日分 (1 日 6 時間を超え、かつ、午後 6 時後に開所する場合) 292, 000 円 × 「1 日 6 時間を超え、かつ、午後 6 時後に開所した時間」 の年間平均時間 (イ) 長期休暇等分 (1 日 8 時間を超えて開所する場合) 131, 000 円 × 「1 日 8 時間を超えて開所した時間」の年間平均時間
障がい児童の受入れ強化促進に必要な経費	1 支援の単位当たり年額 1, 712, 000 円

別表第2（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	運営状況等報告書	第6条
第2号様式	出席状況報告書	第8条
第3号様式	運営実績報告書	第9条